

Techno Report

No205

フロン排出抑制法では点検記録簿（機器ごとに記録）が作成されていないと道府県知事の指導監督対象となりますのでご注意ください。

フロン排出抑制法に基づき、簡易点検や定期点検はしっかり実施されていらっしゃると思いますが、記録を残していない管理者も見受けられます。（点検記録簿の作成と保存）
点検記録簿の作成については遵守事項となっておりますので、作成忘れがないようにご注意ください。

作成されていない場合には、「管理者判断基準の順守」に違反し都道府県知事による指導監督対象となります。

管理者が点検記録簿に対して行う注意点は以下の通りです。

- ・第一種特定製品ごとに、その点検・整備に関して記録を残す必要があります。
- ・記録の保存は、当該製品の廃棄後3年間は保存することになっています。
- ・該当記録は紙形式、電子形式のいずれでも可能です。
- ・修理を行わずに繰り返し充填していないか判断するため、設備事業者等が当該機器の点検等を行う際に、管理者は設備事業者等の求めに応じて開示する必要があります。
- ・点検記録簿の書式は、管理者判断基準に定められた事項が含まれていれば様式は自由です。

点検記録簿の様式、及び、記入例については、下記のURLをご参考にしてください。

環境省 フロン排出抑制法 様式 | 地球環境・国際環境協力 | 環境省 (env.go.jp)

URL: https://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/youshiki.html

使用時・整備発注時

1. 「管理者の判断基準」の遵守（管理者）



簡易点検



定期点検

名称	環境株式会社			
住所	**県**市***町00-00	電話	00-00-00	
機器	別室型ショーケース	冷媒	R410A	
目付	項目	充填	回収	担当
2015/4/1	簡易点検			
2019/5/1	定期点検	10	800	

記録の作成・保存

等

2. フロン類算定漏えい量の報告（管理者）

充填・回収情報の集計

漏えい量の算定

報告

注意：管理者（1法人）の算定漏えい量の合計が1,000t-CO₂以上の場合、事業所管大臣に対して報告をしなければなりません。

3. 整備時におけるフロン類の充填及び回収の委託（管理者、整備者）



- ・第一種フロン類充填回収業者への委託
- ・整備発注時の管理者名の確実な伝達 等



算定漏えい量1,000t-CO₂になる漏えい量について

算定漏えい量(t-CO₂)は、各冷媒の地球温暖化係数によって違ってきます。各冷媒の算定漏えい量が1,000t-CO₂になる漏えい量は以下の通りです。

R410A 479Kg
R407C 565Kg
R404A 256Kg
R32 1,482Kg

発行 藤田テクノ株式会社 テクノレポート発行委員会

2022年9月発行

〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町1174-5

本社 TEL 027-361-8111 FAX 027-329-6221 太田支店 TEL 0276-46-1348 FAX 0276-49-1156

埼玉支店 TEL 049-279-3011 FAX 049-279-3012

URL: <http://www.fujita-tec.co.jp>

本紙は弊社よりの納品書等の郵送時に同封させていただきますので重複等が発生する事がございます。予めご了承下さい。